

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画決定された環状第四号線沿道高輪地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【環状第四号線沿道高輪地区の街づくりの概要】

本地区は、都市計画道路である環状第4号線（高輪区間）の沿道北側に位置し、JR品川駅も近く、交通利便性の高い地区です。地域住民の利便性及び安全性を確保するための生活道路ネットワークの形成や防災性の向上を図り、環状第4号線の沿道の複合市街地と住宅地が調和したまちづくりを目指しています。

【条例改正の内容】

- ・ 条例の適用区域に環状第四号線沿道高輪地区地区整備計画を加えます。
- ・ 計画地区の区域に建築してはならない建築物、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の壁面の位置の制限を定めます。

【施行期日】

公布の日

【位置図】

